

「大川小の教訓」から学ぶ
～学校における危機管理体制の構築を～

前号では、「釜石の軌跡」について書きました。今回はそれと対照的な“大川小学校”の事例について述べたいと思います。

大川小学校は宮城県石巻市にあった小学校です。ご承知の通り、東日本大震災によって多くの児童・教職員が命を失い、その後、当時の学校の危機管理体制に非難が集まった事案です。

事故の顛末は次のとおりです。

2011年（平成23年）3月11日、14時46分に東日本大震災が起きました。本震直後、大川小学校の校舎は、ガラスが割れ散乱し、余震で倒壊する恐れもあったので、教師らは児童を校庭に集めました。点呼を取り、全員の安否を確認した後、避難先について議論を始めました。その時、校長は不在でした。

学校南側の裏山に逃げた児童たちもいましたが、悪天候（降雪）により足場が悪いことなどから、登って避難するには問題があると判断し、教師が連れ戻しました。

教職員が議論している間、児童を迎えに来た保護者もいましたが、教職員は避難所にも指定されている学校の方が安全だと判断し、保護者たちを引き留めました。大津波警報が出ていることを知らせてくれた保護者もいました。

情報が錯綜する中で、教職員の議論は長引きました。ようやく結論が出て、学校から約200m下方の避難所である三角地帯へ移動することに決めました。すでに地震発生から40分以上が経過していました。その時、防災無線では、「海岸線や河川には近づかないように」と注意喚起を繰り返していました。

児童らが教職員に先導されて、移動し始めて間もなく、堤防を乗り越えた巨大な津波が襲いかかったのです。パニック状態になり地面に座り込んで動けない児童もいたそうです。列の後方にいた教師と数人の児童は向きを変えて裏山を駆け上がりましたが、最終的に助かったのは数人だけでした。

結果として、当時在校していた78名の児童のうち74名が、また11名の教職員のうち10名が亡くなりました。学校の管理下にある子どもが犠牲になった事件・事故としては、戦後最悪の惨事となりました。

児童の避難が遅れたことと、移動先の避難場所も津波に飲まれたことにより、この事故は起きたのですが、当初は大川小学校そのものが、住民の避難場所に指定されていたことや、立地している地形上の問題があったことなどが原因と言われました。

ところがその後、検証を重ねるうちに、これはかなりの度合いで人為的なミスが重なった結果ではないかと言われるようになったのです。要するに、学校の危機管理体制の欠如が、このような悲惨な事故を起こしてしまったのではないかということです。

当時得られた情報から、想定を超える規模の津波の到達を予見できたか否かは、後に起こされた民事訴訟で争点となりました。

地震発生から津波到達まで50分間あったにもかかわらず、最高責任者の校長不在下での判断・指揮系統が不明確なまま、すぐに避難行動をせず、校庭に児童を座らせて点呼を取る、避難先についてその場で議論を始めるなど、学校側の対応を疑問視する声が相次ぎました。

この点は、緊急事態時に学校の管理体制がしっかりできているかどうか子どもたちの命を左右する

という教訓であり、私たちは肝に銘じておかなければならない重要なことであります。

一審の地方裁判所は、学校の危機管理マニュアルに津波を想定した 2 次避難先が明記されていなかった点に学校側の過失があることを認めました。その後の控訴審でも、学校側が地震発生前の対策を怠ったのが惨事につながったことと、地裁では認めなかった学校側の防災体制の不備も認定しました。

大川小学校は、津波の予想浸水域外に立地していましたが、「教師らは独自にハザードマップの信頼性を検討すべきだった」とも指摘されました。教師は、地域住民よりもはるかに高いレベルの知識と経験が求められると位置付けたのです。危機管理マニュアルの改訂については、指導する立場の市教委にも是正させる義務があったと指摘しました。

これに対し、宮城県と石巻市は「科学的知見について、校長らが高度な知識を有する必要があるとの判断も無理があるのではないか」と上告しましたが、最高裁は、2019 年 10 月、市と県の上告を退ける決定をしました。事前の備えを含め、子どもを預かる教育行政に高いレベルの災害対応を求めた高裁の判決が確定したのです。これにより、学校現場の責任の重さが改めて浮き彫りになりました。また、一人の教師のミスではなく、システムや教育のあり方そのものにも問題を投げかけました。

検証委員会の報告によると、地震発生後、児童たちは、わずか 1 分程度で裏山へ避難できたにもかかわらず、それをさせず多くの犠牲者を出してしまったのは、リスクの誤評価、マニュアルの不備、形骸化した訓練などを指摘しています。

このことから、状況に柔軟に応じることができない画一的な教え方が先生たちの判断を誤らせた可能

性があると言われました。

従来の防災教育は、「安全」を絶対的なものとして捉え、具体的なリスクを教えることを怠っていたのかもしれません。しかし、自然災害は予測不能なものであり、「絶対安全」な場所など存在しません。大切なのは、子どもたち自身が様々なリスクを想定し、状況に応じて適切な判断ができる力を養うことです。そこにあるのは、ひとつの答えだけではありません。被害に合わせた、その状況に応じたやりかたを、それぞれで見つける作業が大事だと言われています。

この教訓から学べる学校の対応を述べます。

1. 学校長不在時の指示系統の明確な仕組みを作り、全教職員で共有しておく。
2. 学校の危機管理マニュアルには、あらゆる場面を想定して具体的な避難先等を明記しておく。
3. たとえマニュアルがあっても、その時の状況に応じて臨機応変に対応できる体制を作っておく。

以上です。学校は、様々な事態を想定して、災害を予見し、対応策を講じておく必要があるということです。最高裁判決は、教師には、地域住民よりもはるかに高いレベルの知識と経験が求められることを示しています。さらに、学校だけでなく、教育委員会を含めた町全体での防災対策を整備し、訓練しておくことも重要なことであります。

(市川三郷町教育長 渡井 渡)

